

令和 5 年 10 月 16 日

保護者のみなさま

島本町教育委員会事務局
教育こども部教育総務課長

島本町登校（園・所）許可証の発行基準の変更について

平素は、本町の教育・保育行政に御理解並びに御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

また、日頃から、感染症における予防策への対応にご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念される中、医療のひっ迫を回避するため、新型コロナウイルス感染症だけでなく、季節性インフルエンザについても、療養を開始するにあたって又は療養期間終了後に児童が登校するにあたって、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書等を求めないよう要請を受けております。

つきましては、本町より各町立小・中学校、町立幼稚園、町立保育所に対し、下記のとおり対応をお願いしておりますので、保護者のみなさまにおかれましても、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 季節性インフルエンザに罹患した場合の対応

登校許可証の提出は不要。医療機関等への受診の際に、療養期間について医師から助言を受けるとともに、2に示す療養期間が経過しているかを確認の上、登校可能とする。

※本通知日時点で療養中の児童生徒も含む。

2 季節性インフルエンザの療養期間について

発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで（学校保健安全法施行規則第19条）

3 その他留意事項

季節性インフルエンザ以外の麻疹や風疹等の感染症については、これまでどおり登校園許可証の提出が必要となります。